

令和3年産の米価下落にかかる共済契約上の特別措置について

2021年12月1日

J A 共済連青森

今回の令和3年度産の米価下落により農業経営や共済を含む生活全般について影響を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、J A 共済では、令和3年産の米価下落の影響を受け、ご契約いただいております長期共済契約の掛金について所定の期日までの払込みが困難な稲作農家の共済契約者様に対しまして共済契約上の特別措置を実施しております。

つきましては、下記のとおり実施内容をお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、ご契約者さまのお取引のあるJ A または J A 共済連青森までお願い申し上げます。

1. 実施内容

(1) 長期共済

共済掛金払込猶予期間の延長

(最長12か月)

2. 適用基準日

令和3年10月1日

3. 対象共済種類

建物更生共済契約（セットされた賠償責任共済契約を含む。）、生命総合共済契約（セットされた傷害共済契約を含む。）、養老生命共済契約、終身共済契約、年金共済契約

以 上